

# 贈与とは～基本編～

今回は贈与とは何かという部分を中心にお話をします。

## 【1】贈与ってなんだ？

贈与については民法の第3編第2章第2節に規程があり、549～554条の6つの条文で構成されています。

(民法549条)

『贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。』

ポイントは『無償』、『与える意思表示し、相手方が受諾をする』この2つです。

簡単に言えば、『タダ』と『合意』です。「あげるよ」だけで贈与が成立してしまうと知らないものは全部あげてしまえばいいことになってしまいます。極端な例ですが、ちょっとやばめな白い粉をいきなりあげると言われて自分のものになってしまったら困りますね。お互いの意思の合致が重要です。・・・お塩のことですよ。



## 【2】こんな贈与の形態もあります。

定期贈与・・・毎月一定額を贈与することです

負担付贈与・・・『家をあげるから、残りのローンは払ってね』などのようなものです。

死因贈与・・・あげる側が亡くなったときに効力が生じる贈与です。(遺贈と同じ取り扱いをします)

停止条件付贈与・・・『税理士試験に受かったら、1億円をあげる』などのようなものです。

## 【3】いつ贈与をしたことになるのか(贈与税の課税時期に直結しますので、大事になります)

書面による贈与・・・契約の効力が発生したとき

書面によらない贈与・・・その履行がされたとき

停止条件付贈与・・・条件が成就したとき

登記・登録をするもの・・・登記・登録のあったとき(贈与の時期が明確でない場合)

## 【4】贈与税の計算

暦年課税

課税価格から基礎控除をひいて税率をかけます。

課税価格 計算方法はほぼ相続税と同じです。

基礎控除 110万円

税率 超過累進税率により10%～50%

基礎控除は毎年110万円ずつあるので贈与を受けた金額が年間110万円以下であれば申告をする必要はありません(もらう側の話なので、たくさんの人から100万円ずつもらってもダメです。)

相続時精算課税

課税価格から特別控除をひいて税率をかけます。

課税価格 計算方法はほぼ相続税と同じです。

特別控除 2,500万円

税率 20%

特別控除は贈与者ごとにトータルで2,500万円なので、その把握のために必ず申告が必要になります。

『や～りましょう、やりましょう。これから鬼の征伐について行くならやりましょう』 負担付贈与

